

産業廃棄物収集運搬業許可証

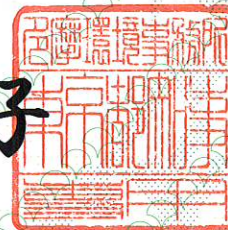
住所 鹿児島県薩摩川内市水引町2803番地

氏名 株式会社E COMMIT
代表取締役 川野 輝之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池 百合子



許可の年月日 令和 5年 3月29日

許可の有効年月日 令和10年 3月28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉱さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上16種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（石綿含有産業廃棄物を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上10種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目3番地7

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から18時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成25年 3月29日 新規許可

令和 5年 3月29日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-170807号

2 積替え保管施設

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目3番地7

積替え保管面積：561.76㎡

最大保管高さ：5.6m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	カゴ台車 1.14m³×77個	87.92m³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	屋内コンテナ 8.2m³×1個	8.20m³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	屋外コンテナ 8.2m³×1個	8.20m³
廃プラスチック類 (廃発泡スチロール)	フレコンバッグ 1.0m³×6個	6.00m³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	カゴ台車 1.14m³×1個	1.14m³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (丸管、球管) (水銀使用製品産業廃棄物)	カゴ台車 1.14m³×1個	1.14m³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃小型家電)	フレコンバッグ 1.0m³×18個	18.0m³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃家電)	直置き	8.00m³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	プラスチックメッシュボックス 0.04m³×24個	0.96m³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃乾電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2m³×2個	0.40m³
金属くず	プラスチック容器 1.34m³×1個	1.34m³
廃プラスチック類	フレコンバッグ 1.0m³×3個	3.00m³
廃プラスチック類、金属くず (廃ライター)	段ボール容器 0.065m³×4個	0.26m³
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず (廃スプレー缶)	段ボール容器 0.065m³×20個	1.30m³
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (混合物)	段ボール容器 0.065m³×24個	1.56m³
合 計 保 管 量		147.42m³

(以下余白)